

非常変災その他緊迫事態発生時の対応

■台風などの非常変災時

本校では台風の接近や地震発生時など非常変災その他の緊迫事態に対して下記のように対応し、生徒のみなさんには適切な行動をとるように指導しております。ご家庭におかれましてもご理解いただき、お子さまへの指導につきましてご協力いただきますようお願いいたします。

気象庁（気象警報・注意報）外部サイト気象庁のページを開きます。
（リンク先<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html>）

■概要

本校では台風の接近や地震発生時など非常変災その他の緊迫事態に対して下記のように対応することとしています。十分に気をつけて行動してください。

近畿地方に台風等が接近して「大雨、暴風を含む特別警報」・「暴風を含む警報」が県下のいずれかに発表された場合、以下の注意に従って行動してください。

午前6時において上記警報が発表されていないときは、平常通り授業を実施します。

I. 県下のいずれかの地域に上記警報が発表されているときは、自宅待機してください。

上記警報が解除され次第、原則として、下記の通り授業を実施します。

- ・午前7時までに解除のとき→第2限目から授業
- ・午前8時までに解除のとき→第3限目から授業
- ・午前9時までに解除のとき→第4限目から授業
- ・午前10時までに解除のとき→第5限目から授業

*午前10時においてなお上記警報が発表中の場合は自宅学習とします。

・上記警報が解除になっても、状況によっては登校不能や著しく困難な場合があります。この時には、無理をしてまで登校する必要はありません。

II. 近江南部（津市南部）に「大雨、暴風以外の特別警報」が発表されているときは、Iと同様とします。

III. その他の警報（大雨、洪水等の警報）発表時には、

- ・安全に留意して、適切な行動をとってください。
- ・状況によっては、登校不能や著しく困難な場合があります。

この時には、無理をしてまで登校する必要はありません。

- ・登校する時は、無理をして事故を起こさないよう、十分に注意してください。

■注意

1. 警報が発表されていない場合でも、交通機関の乱れ、道路事情などにより登校が困難な場合は無理をして登校しないこと。

2. これらのための遅刻や欠席は、公欠扱いとします。

3. 電話での学校への問い合わせ等はしないようにしてください。

4. 状況に応じて、スクリレにて緊急連絡の配信を行う場合があります。